

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
保安林の指定予定（森林保全課）
- ◇ 選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則
鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を平成八年九月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十五号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
東伯郡北条町曲字大將寺山二二七〇の三、字大將寺山二二七〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 指定の目的
公衆の保健
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八号様式の注を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公職選挙法による選挙事務規程の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。
- 3 施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「ビラ」を「ビラ等」に改める。

「第二章 ビラの証紙」を「第二章 ビラ等の証紙」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 法第四百四十四条第一項第一号のポスターは、県の委員会が交付する証紙を
はらなければ掲示することができない。

2 前項の規定により県の委員会が交付する証紙は、別記第三号様式の二による。

第七条第一項中「第五条」の下に「又は第五条の二」を加え、同条第二項ただし書中「証紙が」の下に「、ビラの証紙にあつては」を、「達したとき」の下に「、ポスターの証紙にあつては法第四百四十四条第一項第一号に規定する枚数に達したとき」を加える。

別記第一号様式中「年月日執行 選挙」を「年月日執行 選挙（選挙区）」に、「候補者（氏名）選挙事務所」を

「候補者（氏名） 選挙事務所」に改める。

（候補者届出政党（名称又は略称）

別記第二号様式中「候補者届出政党名」を「候補者届出政党名」に改める。

別記第三号様式中「証紙」を「ビラ証紙」に、「選挙区」に改める。

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第三号様式の二（第五条の二関係） ポスター証紙

衆議院	執行 年選挙
鳥取県 (番号)	区
鳥取県選挙管理委員会	

備考 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

2 番号は、届出政党ごとに同一のものとする。

別記第四号様式を次のように改める。

第四号様式（第六条関係）ピラ（ポスター）証紙交付票

候補者（氏名） （候補者届出政党（名称又は略称））
年 月 日 執行 選挙（ 選挙区）
選挙用ピラ（ポスター）証紙交付票
鳥取県選挙管理委員会 印

裏		
交付月日	交付枚数	鳥取県選挙管理委員会印
計		枚

別記第十三号様式中「選挙」を「選挙（選挙区）」に、「候補者氏名」

を「候補者（氏 名）」に、「個人」を「個人」に改める。

（候補者届出政党（名称又は略称））」に、「（政党）」

附 則

1 この規則は、交布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県選挙運動管理規程の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する。

3 施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在投票者管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年九月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表医療法人真誠会老人保健施設ゆうとびあの項の次に次のように加える。
老人保健施設なんぶ幸朋苑
米子市石井二三三八

二の表ケアハウスよなご幸朋苑の項の次に次のように加える。
特別養護老人ホームなんぶ幸朋苑
米子市石井二三三八

三の表鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の項の次に次のように加える。

ヴェルヴェチア
倉吉市大宮四五一一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成八年九月二十七日(金)午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】